

地方行政委員會議録第六十五号

昭和二十九年五月十八日(火曜日)

午後三時十九分開議

出席委員

委員長代理 理事佐藤 親弘君

理事加藤 精三君 理事藤尾 弘吉君

理事吉田 重延君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

生田 宏一君 熊谷 憲一君

保岡 武久君 床次 徳二君

藤田 義光君 阿部 五郎君

北山 愛郎君 伊瀬幸太郎君

大石ロシエ君 大矢 省三君

山下 榮二君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君

總理府事務官(自治行政部長) 小林与三次君

委員外の出席者

専門員 長橋 茂男君

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七八号)

市町村職員共済組合法案(内閣提出第一七七号)

○佐藤(親)委員長代理 これより會議を開きます。

委員長の指名により私が委員長の職務を行います。

市町村職員共済組合法案並びに地方自治法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。右両案について、昨日一応質疑を終了いたしましたのでありますが、また質疑があるものとこの西村力弥君。

○西村(力)委員 今度自治法の改正で市の人口が五万以上になるといふような原案が出ておりますが、現在われわれがここに指摘するまでもなく、市といふものに魅力を感じて全国各地に奇妙な市が続々と誕生してゐる。新聞あたりのうそくらぶとか川柳とかいふものに、熊の出る市がでたとか、あるいは百姓が、ことしからおれの市でもメーデーちゆうものをやるかといふようなことが続々と出ておるといふことがありますが、市が統々誕生する、この現在の町村合併の進行方向について自治庁はどういう考え方を指導の心構えを持っていられしやるか、この際お尋ねしたいと思ふのです。

○小林(与)政府委員 市の設置の問題につきましては、自治庁といたしましては、われわれは町村の全体的な規模の合理化を推進する、そういう方針は堅持いたしておりますが、これが市の形をとるかとなぬかといふことは、自治法に定める規定に従つて措置しなければならぬのでございまして、自治庁といたしましては、特に市の設置を奨励しておられなければ、特別に希望しておられるわけでもございせん。しかしながらそれらの関係の地元におきまして、ぜひ市を設置してもらいたい、こういう関係町村の意向が定まり、県の段階におきましてもうそういう意向であるならば、これは自治法に定める要件に照しまして、解釈が許す限りはその町村における一致した意向に従つて措置することが自治庁としての態度であらう、

こういう考え方で一貫して参つておるのでございまして。

○西村(力)委員 さつき申しましたように、市といふものに魅力を感じてそういう方向をとるといふ一面と、逆に農村はそういう形式的な市の名前をもつても決して健全なる発展はできないのだ、そういう合併は阻止しなければならぬといふ考え方、特に住民の中にはそういうものもあるわけでありまして、そういう立場に立つて現実的に非常な紛争が起きているところが具体的に御承知のことと思ひますが、長野県の宮田町といふところでありまして、ここでは今年の二月十八日に隣接の赤穂町、その他二箇村と宮田町の二町三箇村が合併しようといふわけで仮調印をやつた。その際宮田町では住民の意思によつてどうしても反対だといふことを保留して仮調印する、こういう議会の決議になつて一応仮調印をやつた。ところがその後になりまして、宮田町ではやはり住民が非常に反対の気持を強めて参りましたが、一旦そういう方向をとつたといふことを理由にしてなかなか宮田町の意思が尊重されない。そういうことになつて来ておるのでございまして、宮田町では住民の投票にこれを訴えた。ところが投票総数三千七百七十五票のうち合併反対が二千八百四票、パーセンテージにして八八・三%、こういう圧倒的な多数が反対の決議投票を行つたのであります。こう

いふような場合における自治庁の指導はどういうぐあいになるか。県の議會の意向あるいは知事の立場、そういうものもあるでしょうし、またその他関係市町村のいろいろの立場からの陳情や何かもあると思ふのでございまして、このような事情にある場合いかなる指導の方針をとられるか、この点について御答弁を願ひたい。

○小林(与)政府委員 実は今お話の長野県の宮田町の問題につきましても、われわれは存じおる事件の一つでございまして、最近における市の設置をめぐる問題として、現地に於ける紛糾の一番強い問題でございまして。これにつきましては今西村委員から申されまして通り、最初関係町村会が一応市設置の議決をしたのでございまして、その後宮田町の町会が全会一致でこれを取消す、こういう意味の決議をなしているのでもございまして。そしてその間に行われまして住民の住民投票も、これは住民投票としてだけだけ行つたといふ方法で行われたかといふ問題もありまして、今お話のよう結果が現われていられることもわれわれは承知しているのでもございまして。それで自治庁といたしましては、ともかくもこうした合併の問題は、まず関係市町村の意向が定まる、これが根本の問題でございまして、実は一度議決して手続をしたものが取消せるかどうかといふふりなことにございまして、いろいろ法律上のりくつはございまして、そういうりくつは

いかんにかかわらず、将来合併をして行くからには、やはり住民の大多数がそれに納得して協力する態勢になければ、田舎な市政の遂行は期待できないのでございまして、住民百パーセントの同意といふことはなかなか困難でありまして、少くとも大多数の意思がそこに傾く、そういうことはやはり考慮しなければならぬ問題であらうと存じているのでございまして。それで自治庁といたしましては、この赤穂市の市制の扱いにつきましても、関係住民の間におけるそういういろいろな問題も十分に調整され、さらにその上で県の段階における理事者なり県会なりの意向といふものもはつきり見定めたと上において、この問題を正式に取上げて自治庁としての態度をきめよう、というのが現在の考え方であらう、こういうのが現地の考えやかに円滑に話合いがつくように、右にしろ左にしろ円滑に話合いがつくことを期待いたしてゐるのでございまして、自治庁といたしましては、その結果を見て事をさばきたい、それが現在の心境でございまして。

○西村(力)委員 今のような趣旨の書簡が自治庁の次長から長野県知事に行つてゐるといふことでございまして、それを読み上げますと、「貴県議會の意向も定まり、現地における情勢の調整の結果をまつて、正式に協議に際することになつたから、取扱い上遺憾なきを期せられたい。」こういう書簡が行つてゐるわけなんです。この書簡を一読いたしますと、いづれ

ともとれるわけなのであります。すなわち今仰せられたようなぐあいには、現地の意向が定まらないうちは、それはもうわれ／＼としては全然タッチすることができないから、いずれとも現地の意向が定まつてから、こういうことにも聞えますし、また県議会の意向も定まりということになりますと、このところを、県議会の意向も定まつてゐるのだから、現地の情勢を十分に調整して来い、こういうようなぐあいにも受取れるのです。この書簡のほんとの趣旨はどちらであるかということをはつきりしていただきたい。どうも自治庁側としては画期的な、歴史的な町村合併というものの成功を期するがために、少し期待が強く打出されて、それが全国の自治団体に影響するではないか、こういう懸念を一応持たざるを得ない。右するか、左するか決定してから正式に話し合いをしよう、こういうのだが、どちらかという住民の意向は適当に説得し、あるいは抑えて、そうして持つて来いという意向が強いように思われるのです。この点をきりきりしないというようなことをはつきりしていただきたい。しかも何ら作為を用いずしてやつて、期間を過ぎても住民の意向が合併反対の立場を變更するに至らない、こういう場合は、その合併は實際無理であるから中止すべきであるというような一つの勧告指導を行う、こういう方法をとりたい、こういうような見解をひとつ御表明願いたい。

つておるかもしれないが、そういう趣旨のことは、実は自治庁の次長の通牒が出ておるのは事実であります。それは長野県から赤穂市制の施行につきまして正式の協議書が知事から大分前に参つておりました。この扱ひをどうするかというので、自治庁におきましてもいろいろ検討を進めて参つたのであります。それとともに県の当局といつたしましては、知事の方に一応ともかくも正式に議決した関係町村の書類が参つておりますので、知事一存の意見でこの事件を握つておるわけには行かないというので、何らかの形で県会の意向を確かめたいというような情勢にもなつておりましたので、自治庁といつたしまして参つておる書類について何らかの意思表示をする必要があるというので、実は正式の協議書が参つておるのでありますけれども、先ほど申し上げましたような実情でありますのに、自治庁といつたしましてたゞちに市の設置には異存がないとか異存があるというような態度を表明することはその時期ではない、そういうふうに考えましたので、自治庁の次長といつたしまして、話が円満にまゝればその区域内において市を設置することについては、これは事務的には別に異存がない。しかしながら現地におきましてはいろいろ問題があるようであるので、この扱ひは慎重に取扱ふ必要があるもので、正式に自治庁長官としての扱ひをするためには、まず県会の意向もきまらぬと困るし、それとともに地元の問題も調整されなかつたならば、こちらとしては扱ふわけには行かない。こういう態度を明らかにしたのでございまして、そこでこれは私個人といつたしま

して、現地の事情はそれほど詳しいわけではありませんが、書類その他から考へてみますと、将来これを合理的に再編成するためにはどうすべきか、こういう問題をいわば形式的かもしれないが考へますと、しよせんはやはり今の問題のような地域で大同団結をした方が、あるいは町の長い発展のためには一番合理的ではないだろうか、こういうふうな一応の感じを正直に申しまして実は持つてはいるのでございまして。ともかくも一応は議決したことあるものでありますから、議決につきましてのある程度の合理的な論拠もあつたのではないかと一応は考えられるのであります。しかしながらどういふ事情が知りませんが、その後非常に紛糾を続けておりますので、この紛糾の状態を切り切つてやるといふことは、これはとるべき処置ではないのであります。あくまでも町村の合併は町村当事者の心からの納得と協力というものを前提にしなくてはならないと思ひます。それで現状のままでは事を進めるわけには行かない。そこで何とか事がまとまるものならまゝつた上で事を考へるし、どうしてもまとまらないものならば、それは残念であるが、やめるより仕方ないのでございまして、そういう意味合いにおきまして、現地において関係町村並びに関係府県の段階においてすべての意見がまとまれば自治庁としては考へる、それまでは考へないで、これはこういう趣旨を明らかにしたものでございまして。それでありまして、円満に関係町村において話が右にしろ、左にしろ妥結することををはかつていただきたいのであります。自治庁といつたしましてもつばら

それを期待いたしておる次第でございまして。

○西村(力)委員 将来個人的見解としては合併した方がよいというようなことでございしますが、私も具体的な事情は全然知らないし、地図でただ一応場所も知つただけでありまして、その見解が妥当であるかどうかということもわかりませんけれども、しかしこういう紛争があつたときに、個人的見解としてでも、あまりそういう見解を出されることは好ましいことではないのではないかと、こういうぐあいに思ふのであります。ところでこれは現地の意向がどうしてもきまらない。これが最も優先するものでございまして、仮調印をやつたとか、あるいはこの仮調印に基いて強引に県議会ではこの方向を打出したというやうなことがあつても、そういうものを越えて現地住民の意思というものが優先するんだという見解は、自治庁においてはあの法案の立案の趣旨内容、そういうものから見て当然のものとしてこれを認められるであらうと思ふのでございまして。その点は確認願へるかと思ひますが、念のために御答弁願ひたいと思ひます。

○小林(与)政府委員 これは町村の合併問題でありますから、まず当事者である町村の意思の妥結ということが、これはもう根本なのでございまして。この点は間違ひのないところであります。関係町村が円満に話し合いがつくことを一番期待いたしておるわけでございます。

○西村(力)委員 大体趣旨が明瞭に相なりまして、とにかく住民の意思を最も尊重された立場で進められるように御指導願ひなきを期していただきます。

○佐藤(親)委員 長代理 市町村職員共済組合法案並びに地方自治法の一部を改正する法律案の両案については、本日はこの程度で審議をとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後三時四十一分散会